

平成20年 3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「債権管理事務取扱手引」の一部改定について

労災保険給付に係る債権管理に当たっては、平成13年3月30日付基発第279号「債権管理事務取扱手引」の一部改訂についてにより取り扱っているところであるが、今般、総務省行政評価局から債権管理の事務処理について改善を求められたこと等から、下記のとおり「債権管理事務取扱手引」(平成13年3月)の一部を改定することとしたので、事務処理に遺漏のないよう関係職員に周知されたい。

記

労働者災害補償保険法第12条の3(不正受給者からの費用徴収)による費用徴収を行うに当たっては、これまで延滞金を不徴収としてきたところであるが、平成20年4月1日以降、新たに債権管理を行うこととなる債権については、民法404条で定める法定利率年5分により延滞金を徴収すること。

なお、納入告知書の納付期限は保険給付を支払った日とし、納付期限から弁済日までの間について延滞金を徴収すること。